【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】近畿財務局長【提出日】2020年10月2日【会社名】鴻池運輸株式会社

【英訳名】 Konoike Transport Co.,Ltd.

【電話番号】 06(6227)4600(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役兼常務執行役員 竹島 徹郎【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

【電話番号】 06(6227)4600(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役兼常務執行役員 竹島 徹郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年7月31日開催の定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年8月3日に臨時報告書を提出いたしましたが、当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社(当社の株主名簿管理人)において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 2 報告内容
- (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成割合 (%)	可否
第1号議案				(注)1		
辻 卓史	413,202	<u>24,083</u>	7		87.2	可決
鴻池 忠彦	413,978	<u>23,307</u>	7		87.4	可決
鴻池 忠嗣	426,948	<u>10,338</u>	7		90.1	可決
中山 英治	426,955	<u>10,331</u>	7		90.1	可決
竹島 徹郎	422,771	<u>14,515</u>	7		89.2	可決
大田嘉仁	426,635	<u>10,651</u>	7		90.0	可決
増山・美佳	380,658	<u>56,628</u>	7		80.3	可決
藤田 泰介	373,222	<u>64,063</u>	7		78.8	可決
第2号議案				(注)1		
大谷 貢	430,178	<u>7,113</u>	1		90.8	可決
藤原 裕	417,731	<u>19,561</u>	1		88.1	可決
第3号議案				(注)1		
高坂 敬三	377,462	<u>59,829</u>	1		<u>79.6</u>	可決
第4号議案	435,754	<u>1,492</u>	47	(注)2	<u>91.9</u>	可決

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の過半数の賛成による。
 - 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成割合 (%)	可否
第1号議案				(注)1		
辻 卓史	413,852	<u>24,084</u>	7		87.2	可決
鴻池 忠彦	414,628	23,308	7		87.4	可決
鴻池 忠嗣	427,598	10,339	7		90.1	可決
中山 英治	427,605	10,332	7		90.1	可決
竹島 徹郎	423,421	<u>14,516</u>	7		89.2	可決
大田 嘉仁	427,178	<u>10,759</u>	7		90.0	可決
増山 美佳	<u>381,201</u>	<u>56,736</u>	7		80.3	可決
藤田泰介	<u>373,765</u>	<u>64,171</u>	7		78.8	可決
第2号議案				(注)1		
大谷 貢	430,721	<u>7,221</u>	1		90.8	可決
藤原 裕	418,274	<u>19,669</u>	1		88.1	可決
第3号議案				(注)1		
高坂 敬三	<u>378,005</u>	59,937	1		<u>79.7</u>	可決
第4号議案	436,404	1,493	47	(注)2	92.0	可決

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の過半数の賛成による。
 - 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

以 上